

令和5年3月3日から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、令和5年3月3日から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和5年3月2日以前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して、福岡県全職種単純平均で3.3パーセント上昇したところです。

また、令和5年3月3日から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定され、令和5年3月2日以前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して、全国平均で5.4パーセント上昇したところです。

これに伴い、技術者単価等の取り扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めることとしたのでお知らせします。

記

1. 措置の概要

「新労務単価」または「新技術者単価」を3月3日より適用したことに伴い、2.に定める工事等は、各契約書の定めに基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができることとします。

2. 対象工事または対象業務

令和5年3月3日以降に契約を締結する工事または業務（測量、調査、補償及び建設コンサルタントに関する業務）のうち、「旧労務単価」または「旧技術者単価」を使用して予定価格を積算しているもの

3. 具体的な取扱い

2.に定める工事等において、請負者（受注者）より請求があった場合、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新資材単価等）により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

今回の特例措置の流れ

契約日が令和5年3月3日以降である工事請負契約または建設コンサルタント委託等か？



旧労務単価、旧技術者単価を使用しているか？

令和 年度 金抜き 設計書総括情報 (当初)

1 頁

設計書番号	504-99999-999-01		事務所名	11 企画課		
単価情報	単価区分	実施		諸経費工種	河川工事	
	単価適用地区01	福岡県土1:旧福岡土木管内全域		施工地域補正	補正無し	
	単価適用世代	当初		前払い	35%を越え 40%以下	
		R050201		諸経費調整区分		
本工事費		当初		適用	契約保証計上(0.04)	
工事単価	【旧労務単価の適用例】 この単価適用世代の日付が「R050201」以前で契約日が3月3日以降の場合は、 請負代金額の変更の請求が可能となります。					
消費税						
工事費						
当初請負金額			当初設計額			
変更請負金額						
消費税相当額						
工事費						

福岡県県土整備部



工事請負契約書第62条(設計業務等委託契約書第56条)に基づき、請負者(受注者)
から請負代金額(業務委託)契約額の変更を請求※することができる

※ 工事の請求方法の参考例として、工事打合せ簿(記載例)参照
業務の請求方法の参考例として、業務打合せ・協議簿(記載例)参照

新労務単価、新技術者単価及び契約時点の最新単価で変更契約を締結

工期(履行期間)内であれば請求は可能ですが、なるべく早い時期に
請求の有無を発注機関の担当職員と打ち合せてください。